宮城県
Miyagi Prefectural Government

記　者　発　表　資　料
令　和　８　年　１　１　月　１　７　日
事業管理課　建設業振興･指導班
担当：日下・飯澤
電話：022-211-3116
d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp

監督処分について

建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）の規定により、下記のとおり監督処分を行いましたのでお知らせします。

記

１　処分を受けた者に関する事項
（１）商号又は名称　　株式会社ナスキー
（２）代 表 者 氏 名　　佐々木　淳
（３）所　在　地　　仙台市若林区六丁の目中町１８番１５号
斎喜六丁の目ビル２１２

２　処分に関する事項
（１）処 分 年 月 日　　令和８年１１月１７日
（２）処分を行った者　　宮城県知事
（３）根　拠　法　令　　法第２８条第１項本文

３　処分の内容
建設業法第２８条第１項本文の規定による指示
（１）今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも次の事項について必要な措置を講ずること。
ア　今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
イ　建設業法及び関係法令の規定の遵守を役職員等に徹底させるため、研修及び教育（以下「研修等」という。）に関する計画を作成し、役職員に対し継続的に当該計画に基づく研修等を行うこと。
（２）上記について講じた措置（上記に掲げる措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を令和８年１２月１日までに文書により報告すること。

４　処分の原因となった事実
株式会社ナスキーは、令和８年１月に、専任の主任技術者の配置が必要な石巻市内の工事１件において、営業所技術者を主任技術者として配置していた。
このことは、建設業法第２６条第３項に違反し、同法第２８条第１項本文に該当する。

※　参考

【建設業法抜粋】

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第２６条　建設業者は、その請け負つた建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

２　（略）

３　公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前２項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一　当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ　当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ　当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ　主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第２６条の４第１項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二　当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第２６条の４第１項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第１５条第２号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

４～６　（略）

（指示及び営業の停止）

第２８条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（略）に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第４１条第２項又は第３項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

２～７　（略）